

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年6月29日 07時00分ごろ
発生場所	愛知県日間賀島東方沖 尾張大磯灯標から真方位171°250m付近 (概位 北緯34°42.7′ 東経137°01.2′)
事故の概要	プレジャーボート一進丸は、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年8月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 一進丸、5トン未満（長さ10.80m）
船舶番号、船舶所有者等	240-30303愛知、西部運輸株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	船尾部船底外板に破口、プロペラ翼及び舵板に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、釣り場に向けて約18ノットの対地速力で南進中、たこつぼ漁の漁具と思われるボンデンを船首方に認め、同ボンデンを避ける目的で左転したところ、‘日間賀島東方沖の大磯と称する干出岩’（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>同乗者1人は、乗り揚げた衝撃で階段の手すりに顔面を打った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.2mであった。</p> <p>船長は、日間賀島東方沖の航行経験が豊富にあり、本事故当時、ボンデンを認めた際、尾張大磯灯標との位置関係から本件浅所を既に通過したと思い、GPSプロッター等で船位を確認していなかった。</p>
分析	<p>本船は、南進中、船長が、ボンデンを認めた際、尾張大磯灯標との位置関係から本件浅所を既に通過したと思い、左転して本件浅所に向かう進路で航行を続けたことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、南進中、船長が、ボンデンを認めた際、尾張大磯灯標との位置関係から本件浅所を既に通過したと思い、左転して本件浅所に向かう進路で航行を続けたため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行経験が豊富にあっても、GPSプロッター等の航海計器を使</li> </ul>

	用して船位の確認を適切に行うこと。
--	-------------------